

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

感染症法上の5類に移行された後も、新型コロナウイルス感染症に適切に対応するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新型コロナワクチン接種について

- (1) 令和5年度の新型コロナワクチン接種については、引き続き特例臨時接種として位置付けられているものであり、接種体制の確保に要する経費について、都市自治体や接種現場に混乱が生じないよう、9月以降も全額国費による財政措置を講じること。
- (2) 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、今後の接種の在り方に係る方針をできるだけ早期に示すとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 地域において新型コロナワクチン接種を希望する住民に対して、引き続き確実に接種できるよう、医療機関等の理解を得ながら取り組んでいく必要があり、ワクチン接種対策費負担金の接種単価(2,277円/回)については、これまでの実情等も十分に踏まえ、適切な水準に引き上げること。
- (4) 医療従事者が不足している地域においても、ワクチン接種を円滑に実施できるよう、医療従事者の確保等に係る調整を行うなど、広域的な支援策を講じること。
- (5) 国において、国民に対し、ワクチンの種類や安全性・有効性、副反応等の知見やデータ等をわかりやすく情報発信すること。

2. 医療提供体制の確保等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等を行う医療機関に対して、必要な財政措置を継続するとともに、国民や保健・医療の現場に混乱が生じないよう、同感染症対策に係る各種支援等について、激変緩和に配慮した適切な経過措置や十分な準備・周知期間等を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症によって経営状況に影響が及んだ公立・公的病院等について、特別減収対策企業債の償還に係る財政措置の充実を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等のワクチン、治療薬、検査キット等につい

て、必要な量を確保し、供給すること。

また、国産ワクチン・治療薬等の研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うこと。

- (4) 感染患者や治療にあたる医療従事者、ワクチンの未接種者等が差別・偏見によって不当な取扱いを受けることがないように、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

3. 社会福祉に関する支援について

(1) 介護サービスに関する支援について

介護事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。

(2) 国民健康保険制度等に関する支援について

特例的な診療報酬改定や、所得減少に伴う保険料（税）率の引上げ等、新型コロナウイルス感染症の影響による保険者や被保険者の負担増への財政措置を講じること。